

報告第 15 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 7 月 8 日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○

2 事故の概要

令和 7 年 6 月 2 6 日午前 8 時 1 0 分頃、市道 1 4 9 4 号線幸手市大字上吉羽 3 8 1 - 1 地先の道路において、舗装の穴が原因により、走行中の普通車の左後輪のタイヤがパンクしたものである。

3 損害賠償額

金 1 2, 5 4 0 円

上記金額の内訳（合計に責任割合 1 0 0 % を乗じたものとする。）

修理代 1 2, 5 4 0 円

合 計 1 2, 5 4 0 円